（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）

注６　［略］

［削る］

［削る］

［削る］

（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）

注10　［同左］

注11　放送法施行規則第91条の４第２号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

注12　多元性・多様性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

別表第二十一号の四（第91条の５第２項関係）

事　業　計　画　書

長辺

（別紙）

□⑴　資本又は出資の額

□⑵　主たる出資者及び議決権の数

□⑶　役員に関する事項

□⑷　将来の事業予定

□⑸　国内基幹放送の業務の認定又は特定地上基幹放送局の免許の期間における資産、負債及び収支の実績

短　　辺（日本産業規格Ａ列４番によること。）

注１　別紙について、別葉として提出すること。

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。

⑴　別紙⑴は、次の様式により記載すること。

ア　株式会社の場合

資本又は出資の額	発行済株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ　株式会社以外の者の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

（注１）　法人の場合は、次の書類を添付すること。

㋐　定款又は寄附行為及び登記条項証明書

㋑　定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

（注２）　法人以外の者の場合は、（注１）に準ずる書類を添付すること。

⑵　別紙⑵は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備　考

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

（注２）　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。